平成２４年（フ）第９０６号
京都市西京区樫原岡南ノ庄４番地１　10―405
債務者　中川　由佳
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７０号
京都市中京区西ノ京職司町67番地　神泉荘
債務者　池田せつ子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９３号
京都市伏見区納所町556番地２　グローバル淀102号
債務者　溝渕　明美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８７号
京都府八幡市男山雄徳７番地―Ｅ17―502
債務者　谷口　洋平
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０１号
京都市上京区竹屋町通千本東入聚楽町863番地　コーポ青山３Ｂ
債務者　藤原　教史
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０４号
京都府京田辺市興戸八木屋17番地３　ハイツ北尾弐番館303号
債務者　横山実佐保
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９４号
京都市伏見区桃山町金井戸島２番地６　ノアーズアーク桃山306号室
債務者　小幡　眞二（旧姓島田・長谷川）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
岡山県井原市西江原町932番地１
債務者　川上　良恵（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
高知県香美市物部町大栃1859番地１
債務者　中村　祥泰
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４２７号
高知市竹島町83番地５　大前マンション１階102号室
債務者　中島　平八
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４２９号
高知県香美市土佐山田町1980番地３
債務者　古谷　壽人
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４３３号
高知市江陽町４番26号　坂本マンション201
債務者　秦泉寺いつみ
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７０３号
熊本市東区西原２丁目32番26号　サンハウス中村305号
債務者　細川　博樹
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７１９号
熊本市西区田崎３丁目７番７―13号　八島団地13号
債務者　森　　光子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６６号
北海道白老郡白老町川沿２丁目３番２―205号　美園団地Ｄ―205
債務者　掛村　春子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
北海道登別市登別東町４丁目47番地５　レジデンス日野Ｂ102号、前住所北海道登別市中央町１丁目18番地８
債務者　坂庭恵理奈
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
福島県喜多方市塩川町諏訪町２丁目19番地、前住所福島県喜多方市塩川町字鼠田767番地
債務者　池田　君子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係